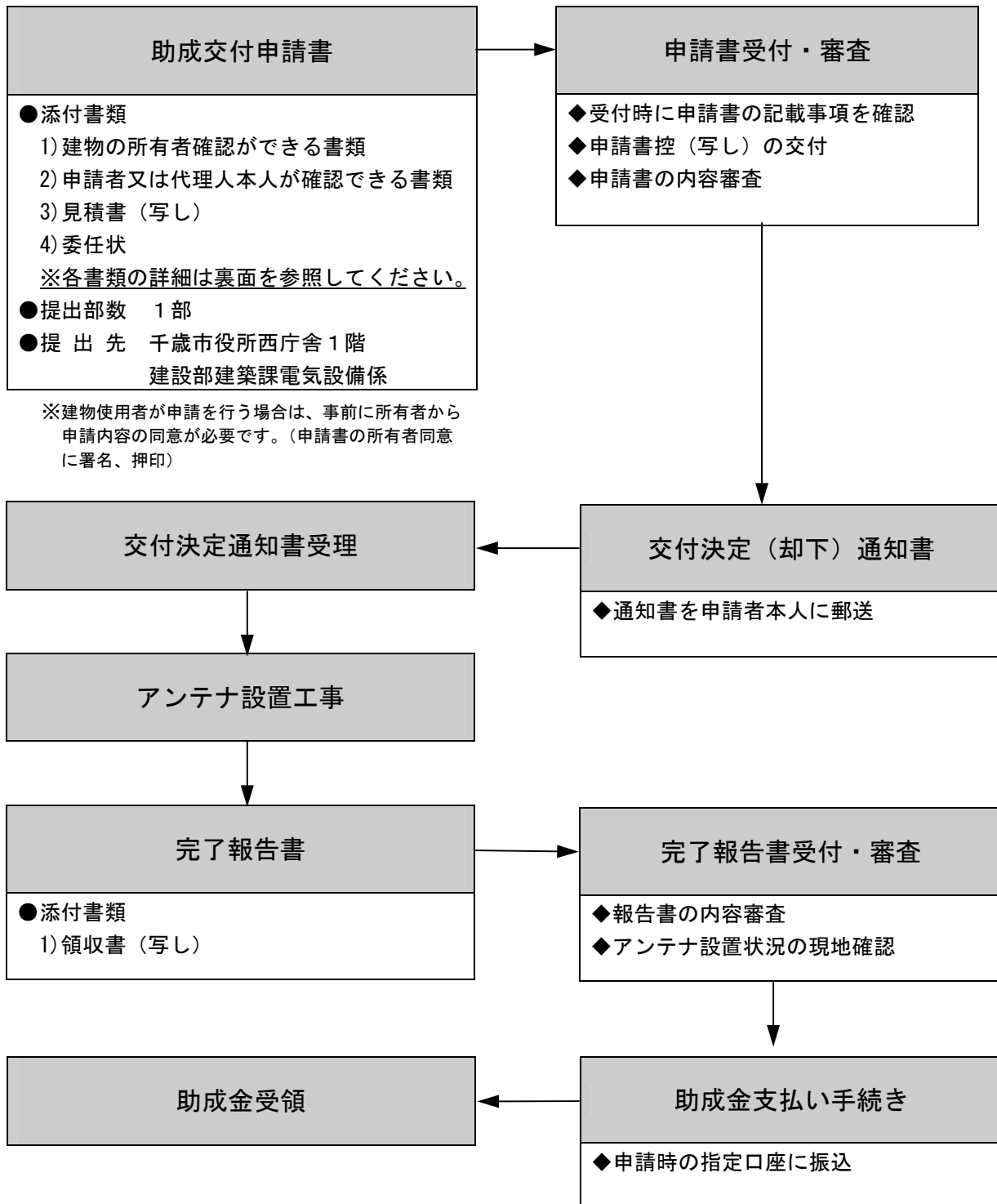


《アンテナ助成手続きの流れ》

アンテナ設置助成申請者

千歳市



【助成窓口・お問い合わせ先】

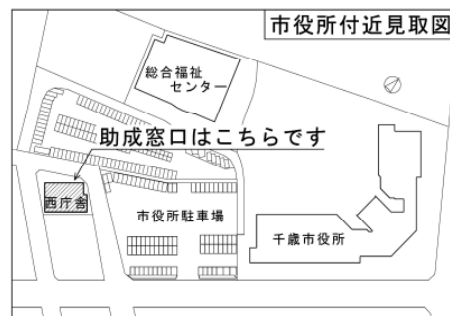
・助成申込み等の詳しい内容は下記にお問い合わせください。

助成窓口専用電話：24-0324（直通）

千歳市東雲町2丁目34番地（西庁舎1階）

千歳市建設部建築課電気設備係

電話：24-0754（直通）



（裏面あり）

申請書の添付書類として、つぎの書類が必要です。

1) 助成の対象となる建物の所有者を確認できる書類の写し。(つぎのいずれか1つ)

- ア 固定資産税納税証明書の写し(所在地、納税者が確認できる部分)
- イ 建物に関する証明書の写し(所有証明、評価証明、公課証明等)
※証明書は税務課窓口(市役所1階5番)で発行(有料)します。
※所有者本人以外の方が証明書の発行申請をする場合は、所有者の委任状が必要です。
- ウ 登記簿謄本の写し

2) 申請者又は代理人が本人であることを確認できる書類の写し。(次のいずれか2つ、ただし顔写真付は1つ)

- ア 運転免許証の写し(裏面に記載事項がある場合には、裏面を含む。)
- イ パスポートの写し
- ウ 住民基本台帳カードまたは外国人登録証明書の写し
- エ 健康保険証の写し
- オ 年金手帳の写し
- カ 住民票の写し

3) 見積書の写し。見積書の内容はつぎのとおりとする。

- ア 宛名は申請者名と同一であること
- イ 助成対象となるもの、助成対象とならないものが明確に判別できるもの
 - (○) 助成対象となるもの
 - (ア) 屋外用地上デジタル受信用アンテナ
 - (イ) 取付用金物類
 - (ウ) 屋外配線
 - (エ) (ア)～(ウ)の取付費
 - (オ) アンテナ設置時に必要となる受信設備の調整およびチャンネル設定
 - (×) 助成対象とならないもの
 - (カ) 屋内アンテナ
 - (キ) 増幅器(ブースター)、混合器、分配器など
 - (ク) 屋内配線
 - (ケ) (カ)～(ク)の取付費
 - (コ) 助成交付決定する前に設置した(ア)～(オ)

4) 委任状

申請手続きを代理人に委任する場合は、委任状の添付が必要となります。